

修法后之受灾户生活重建支援制度概要

1. 适用此制度之自然灾害

- ①灾害救助法施行令第1条第1项第1号或第2号中所规定发生灾害之市町村（乡镇市）。
- ②10户以上住宅全倒之市町村（乡镇市）。
- ③100户以上住宅全倒之都道府县（县市）。
- ④符合①或②资格之都道府县（县市），其境内5户以上住宅获判全倒之市町村（乡镇市）。（限人口未
满10万人之地区）
- ⑤邻接于①~③之地区，且5户以上住宅获判全倒之市町村（乡镇市）。（限人口未
满10万人之地区）

2. 适用此制度之受灾户

基于上述之自然灾害：

- ①住宅获判全倒者。
- ②住宅获判半倒，或该住宅基地内发生损害导致住宅非拆除不可者。
- ③因受灾而持续处于危险状态，并长期处于无法居住情形者。
- ④住宅获判半倒，非经大型整修否则无法继续居住者（大规模半倒户）。

3. 补助金之规定

补助之额度以下列两项补助之合计金额为准：**（该户为1人以下者，其金额以各栏金额之3/4为限）**

①依住宅受灾情形所补助之金额（基本补助款—**基础支持金**）：

住宅受灾情形	全倒（2. ①）	拆除（2. ②）	长期避难（2. ③）	大规模半倒（2. ④）
补助金额	100万日元	100万日元	100万日元	50万日元

②依住宅重建方式之补助金额（追加补助款—**加算支持金**）：

住宅重建方式	重建、新购	修缮	租屋（公营住宅以外）
补助金额	200万日元	100万日元	50万日元

※先租屋再重建或新购（或修缮）自用住宅者，其补助金额限最高为200（或100）万日元。

4. 补助金之申请

申请窗口：市町村（乡镇市）。

申请时需准备资料：

- ①基础补助款：受灾证明书、住民票（户口簿）等。
- ②追加补助款：契约书（住宅之购买、租赁等）等。

申请期间：

- ①基础补助款：自受灾日起13个月内。
- ②追加补助款：自受灾日起37个月内。

5. 基金与国家的补助

○由中央所指定之受灾户生活重建支持法人（财团法人都道府县会馆）可基于都道府县为秉持相互扶持原则而筹措基金，并将以活用，分发补助金。（基金发放金额：600亿日元）

○由基金当中所支付之补助款之1/2金额由中央补助。

改正された被災者生活重建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: り災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活重建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額: 600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。